

別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

① 現状

1) 地域の災害リスク

能勢町は「洪水」と「土砂災害」の危険性を1枚のハザードマップとして、町内を6校区ごとにそれぞれ作成されています。

能勢町天王地区 土砂災害ハザードマップ

緊急時、すぐに持ち出しえるようにならせてください。

能勢町の避難所(西地区)

避難所	位置	電話番号
浮舟リビングセンター	能勢町宿原20	734-2941
能勢王子小学校体育館	能勢町天王200-1	734-0091
能勢中学校体育館	能勢町源木23	734-0081
能介屋の小学校体育館	能勢町宿原26	734-0081
向井松小学校体育館	能勢町今里249	734-0001
能勢保健福祉センター	能勢町原野22-1	731-2150
ひのき館	能勢町今里22-1	734-0079
能勢小学校・能勢中学校	能勢町原野116	243-0011

※赤いルーラーを基にして、各地区的状況により適宜します。

N

【土砂災害高易発区域】

土石流
斜面災害区域
危険区域
避け難い急傾斜地の範囲

【凡例】

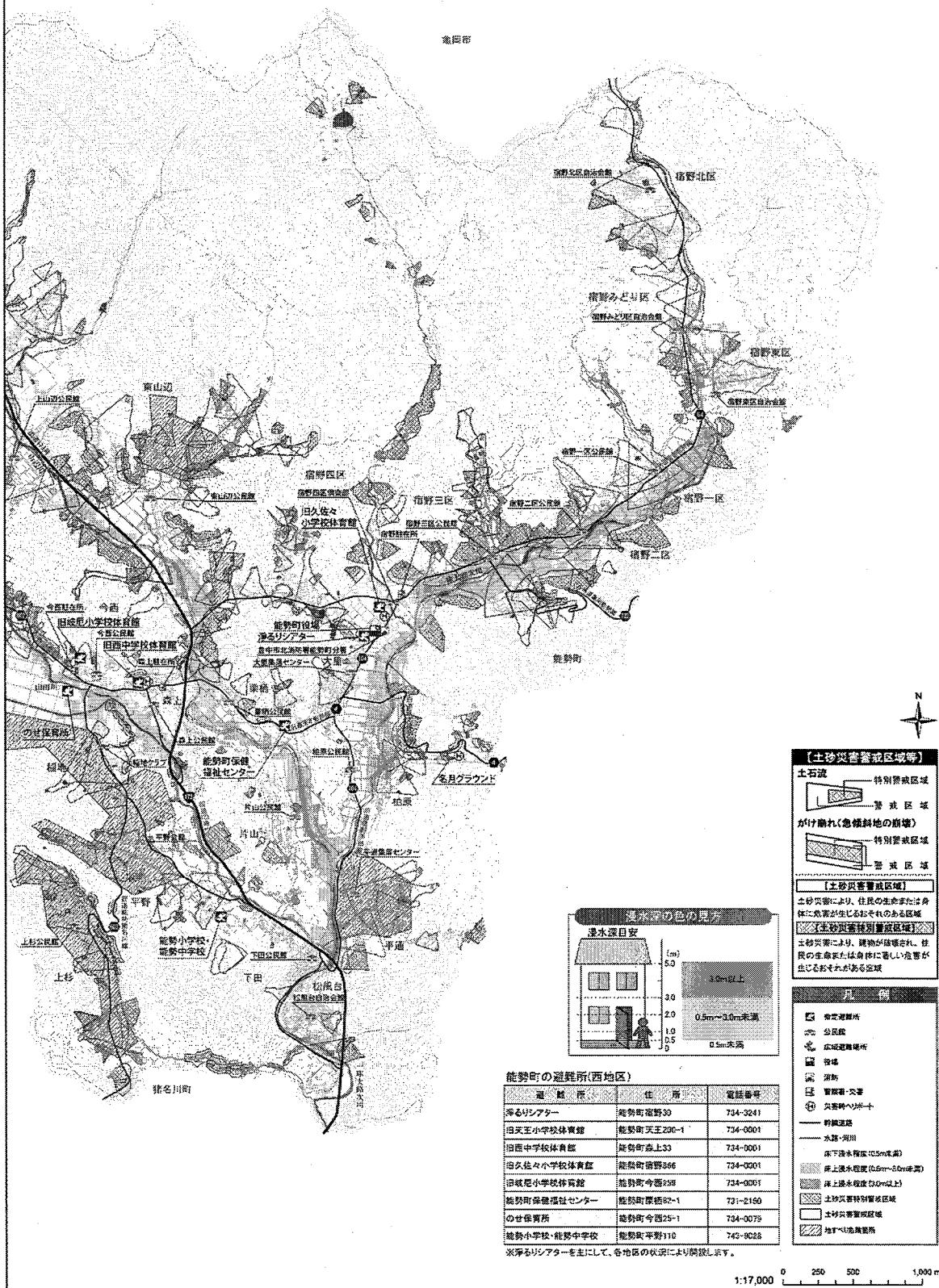
- 避難場所
- △ 公共施設
- ◎ 災害時避難ルート
- 施設
- △ 水路・河川
- 土砂災害高易発区域
- 土砂災害警戒区域

拡大図

1:13,000 0 200 500 1,000 m

能勢町久佐々地区 洪水・土砂災害ハザードマップ

緊急時、すぐに持ち出しができるようにしましょう！

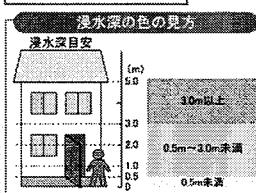


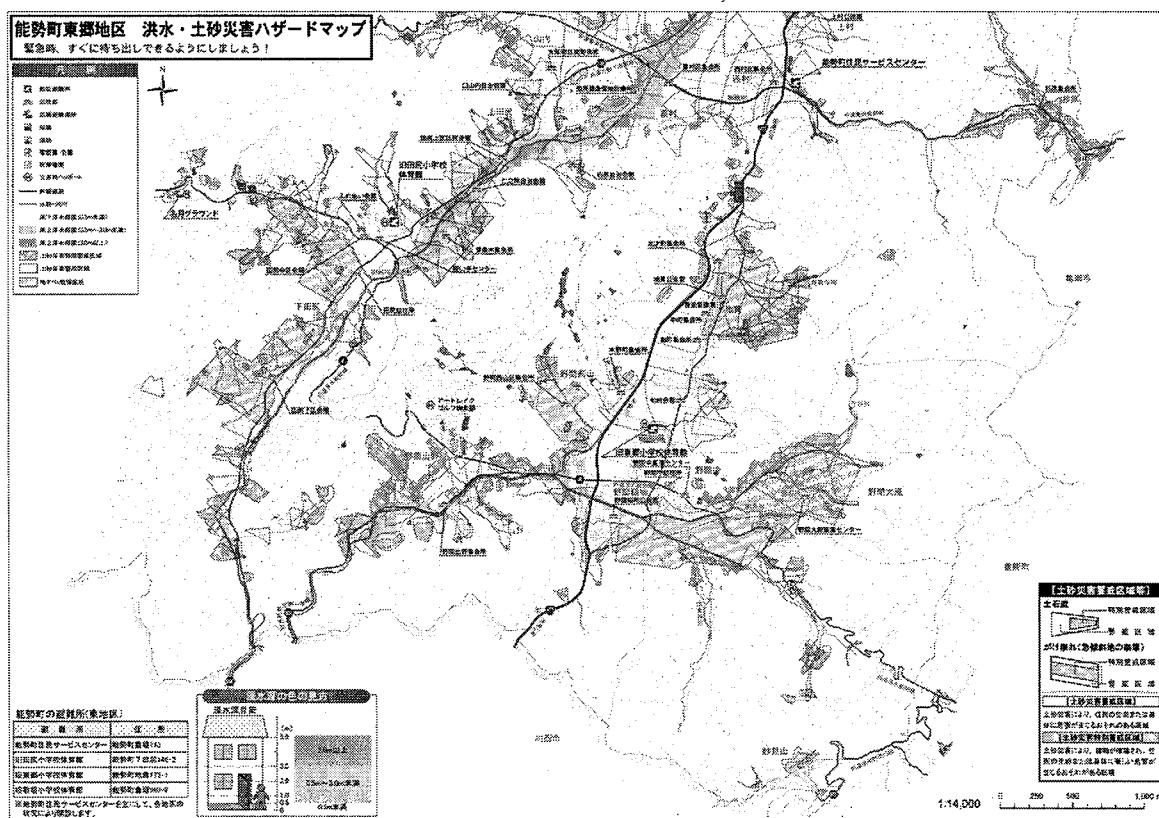
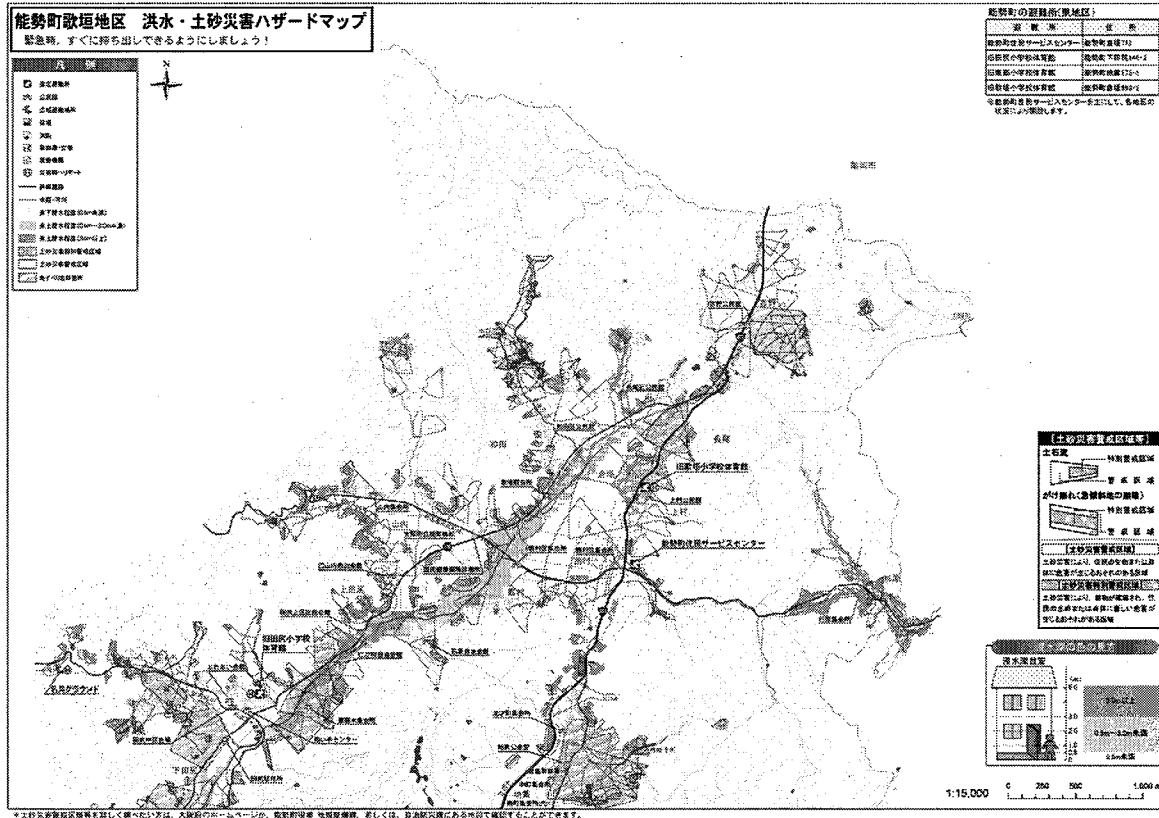
※土砂災害警戒区域等を詳しく調べたい方は、大津町のホームページか、能勢町役場 地域整備課、若しくは、自治防災課にある地図で確認することができます。

能勢町田尻地区 洪水・土砂災害ハザードマップ

緊急時、すぐに持ち出しえるようにしましょう！

目次		[土砂災害警戒区域]
□ 道交警察署	△ 公共施設	土石流 特別要戒区域 ■ 警戒区域 △ 岩崩れ(急傾斜地の崩壊) △ 滑落 特別要戒区域 △ 墓園等
△ 災害時ヘリポート	△ 水路・河川	△ 岩崩れ(急傾斜地の崩壊) △ 地下浸水程度(0.5m未満) △ 地上浸水程度(0.5m以上) △ 土砂災害警戒区域 △ 土砂災害警戒特別要戒区域 △ 地すべり危険箇所
△ 岩崩れ	△ 地下浸水程度(0.5m未満)	(土砂災害警戒区域) 土砂災害により、住民の生命または身体に危害が生じるおそれのある区域 (土砂災害警戒特別要戒区域) 土砂災害により、住民の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがある区域
△ 水路・河川	△ 地上浸水程度(0.5m以上)	
△ 土砂災害警戒区域	△ 地すべり危険箇所	
△ 地すべり危険箇所		





参考資料：能勢町選水・土砂災害ハザードマップ（http://www.town.nose.osaka.jp/soshiki/jiyuminka/jichibosai/kinkyu_bosai/1327.html）

(洪水)

近年の気候変化により局地的な集中豪雨が毎年のように発生し、洪水被害をもたらしている。ハザードマップによると洪水の危険性は河川の近くがやはり高く、周囲に降った大量の雨が狭い河川に流れ込み、洪水をおこす結果となっている。一部の地域において床上浸水程度から3.0m以上の浸水が予想されている。

(土砂災害)

能勢町は林野面積が78%を占めており、平地面積が極めて少ない山間部に位置する立地となっており、近年の短時間集中豪雨によりがけ崩れ、地滑り、土石流等の土砂災害が発生している。ハザードマップにも非常に多数の危険個所が示されており、土石流特別警戒区域が230箇所、がけ崩れ特別警戒区域が698箇所ある。

(地震)

能勢町域に大きな影響を及ぼす主な直下型地震として、有馬高槻構造線、上町断層系、南海トラフ地震があり、共に、全域で震度5弱以上6強の強い揺れが予想されている。

		有馬高槻構造線	上町断層系	南海トラフ地震
地震の規模		マグニチュード(M) 7.3~7.7	マグニチュード(M) 7.5~7.8	マグニチュード(M) 7.5~7.8
	能勢での計測震度	計測震度 5弱~6弱	計測震度 5弱~6弱	計測震度 5弱~6強
建物被害棟件数		全壊 12棟・半壊 29棟	全壊 0棟・半壊 1棟	全壊 0棟・半壊 25棟
死傷者数		死者 4人・負傷者 0人	死者 0人・負傷者 0人	死者 7人・負傷者 14人
罹災者数		75人	3人	25人
避難生活者数		22人	1人	15人
ライフ ライン	停電	736軒	0軒	0軒
	電話不通	275回線	153回線	0回線

参考資料：能勢町地域防災計画 第1編 総則
(<http://www.town.nose.osaka.jp/material/files/group/1/1.pdf>)

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、能勢町において多くの住民の生命及び健康に重大な影響を与えている。

参考資料：内閣官房（新型インフルエンザ等対策）
(<https://www.cas.go.jp/jp/influenza/index.html>)

2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 365事業所 (平成28年「経済センサス」による)
- ・小規模事業者数 232事業所 (平成28年「経済センサス」による)

3) これまでの取組

＜能勢町の取組＞

- ・能勢町地域防災計画の策定
- ・豊能地区3市2町合同防災訓練等の実施
- ・災害用備蓄物資の確保
- ・洪水・土砂災害ハザードマップの発行
- ・自主防災組織の設置促進
- ・能勢町商工会建設業委員会と災害時応急復旧作業に関する協定書を締結
- ・能勢町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

＜能勢町商工会の取組＞

- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・能勢町と災害時応急復旧作業に関する協定書を締結
- ・大阪府火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進
- ・大阪府商工会連合会と連携した事業継続計画の啓発と策定支援

② 課題

- ・災害時における事業者の被害状況については、能勢町商工会が電話や訪問により集約し、能勢町役場地域振興課へ報告するフローになっているが、職員が少人数であり、時によっては職員自身も被災しており、全体の被害が把握しにくい状態である。
- ・能勢町商工会においては、事業継続力強化に関して小規模事業者に助言できる程度の知識やノウハウを有する経営指導員が不足している。
- ・感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。
- ・能勢町は、大阪最北端に位置し海拔200メートルほどの山間部に位置している。大阪湾からは距離的に離れており、津波被害のリスクが低いことから近年叫ばれている「南海トラフ地震」による被害に対して、関心が薄い。直接的な地震被害を想像しやすい「有馬高槻構造線」による被害を周知することで地震対策の大切さを周知していく必要がある。

③ 目標

◎ 実施期間中におけるBCP事業者数の目標を延べ1750事業者とする。

- (令和3年度：350事業者、
令和4年度：350事業者、
令和5年度：350事業者、
令和6年度：350事業者
令和7年度：350事業者)

- ・地区内の小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、能勢町商工会と能勢町との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時(感染症は「発生」というタイミングがありません。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用。)には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

④ その他

能勢町商工会の事業継続計画の有無：無（策定予定）

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

⑤ 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年10月1日～令和8年3月31日）

⑥ 事業継続力強化支援事業の内容

- ・能勢町商工会と能勢町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

1) 事前の対策

- ・平成28年に締結した「災害時応急復旧作業に関する協定書」について、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- a) 小規模事業者に対する災害リスクの周知
 - ・ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
 - ・会報や町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
 - ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応するごとを周知する。
 - ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
 - ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

b) 小規模事業者に対する事業者BCP策定支援

- ・府が提供する大阪府超簡易版BCP「これだけは！」シートによる策定支援
- ・中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画」の策定支援
- ・連携する大阪府商工会連合会の協力を得て、同会が提供するBCP様式での策定支援

c) 地区内事業者の事業者BCP策定・取組状況の把握

- ・企業巡回やセミナー開催時など様々な機会を捉えて地区内事業者の事業者BCP策定・取組状況を確認する。

d) 当該計画に係る訓練の実施

- ・大阪府・市町村合同地震・津波対策訓練に参加することで、能勢町と能勢町商工会との連絡ルートの確認等を行う（その他訓練は必要に応じて実施する）。

e) 商工会の事業継続計画の策定

- ・能勢町商工会は、令和4年度末までに事業継続計画を策定する。

f) 関係団体等との連携

- ・連携する東京海上日動火災保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・大阪府商工会連合会の協力を得て、同連合会が提供する事業継続計画（BCP）策定支援事業を通じた策定支援を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

g) フォローアップ

能勢町自治防災課・能勢町福祉部健康づくり課・能勢町地域振興課産業振興係と能勢町商工会とで、当計画の進捗状況の確認や改善点等について協議する機会を年に1回以上設ける。

2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

a) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間以内に職員の安否報告を行う。

（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を能勢町商工会と能勢町で共有する。）

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、政府による「緊急事態宣言」等が出た場合には、町商工会による感染症対策を行う。

b) 応急対策の方針決定

- ・能勢町商工会と能勢町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

（豪雨における例） 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に勤務する等。

- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

- ・大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・町内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・町内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・町内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・町内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

c) 次項「発災時における指示命令系統・連絡体制」に基づく連絡の頻度

- ・本計画により能勢町商工会と能勢町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に1回共有する
1週間以降	地区内中小企業の被害状況に応じて、必要に応じて共有する。

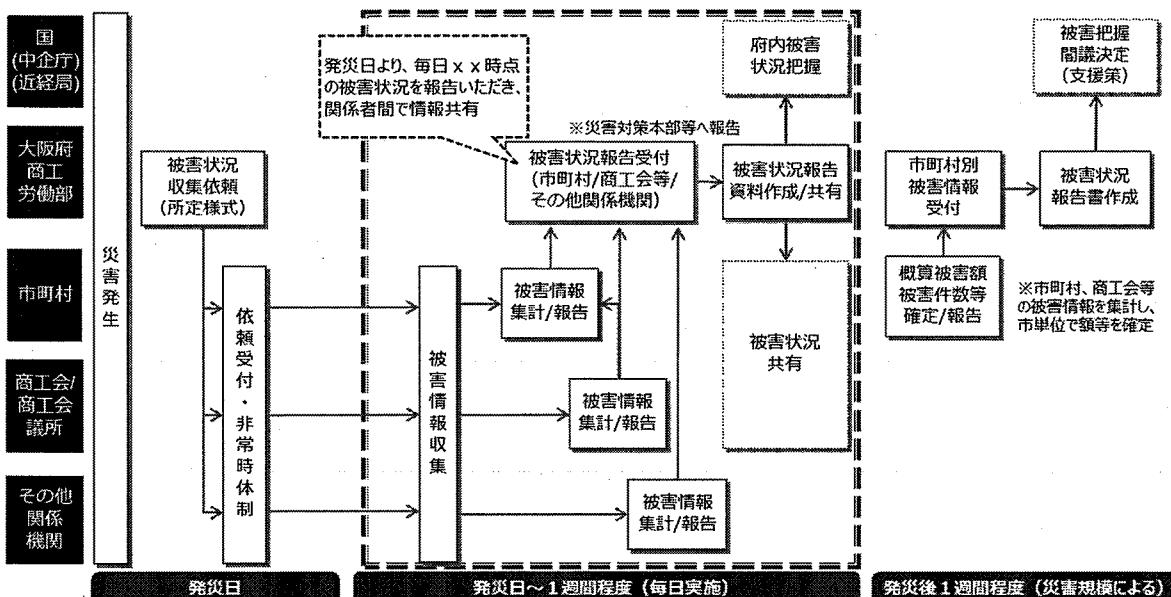
3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・能勢町商工会と能勢町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
能勢町商工会と能勢町が共有した情報を、大阪府の指定する方法にて能勢町商工会又は能勢町より大阪府へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や大阪府等からの情報や方針に基づき、共有した情報を大阪府の指定する方法にて能勢町商工会又は能勢町より大阪府へ報告する。

被害状況報告フロー

■被害状況報告の流れ

- ✓ 発災後、24時間を目途に大阪府商工労働部に被害状況の概要を情報を入手できた範囲で報告
- ✓ 発災後1週間以内は1日1回程度、被害状況報告様式を用いて大阪府商工労働部に被害状況を随時報告
(1日1回を目安としていますが、被害状況に応じて変更します。)



4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、能勢町商工会と能勢町で相談・決定する。
(能勢町商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や大阪府、能勢町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・国や大阪府の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を大阪府等に相談する。

※ その他

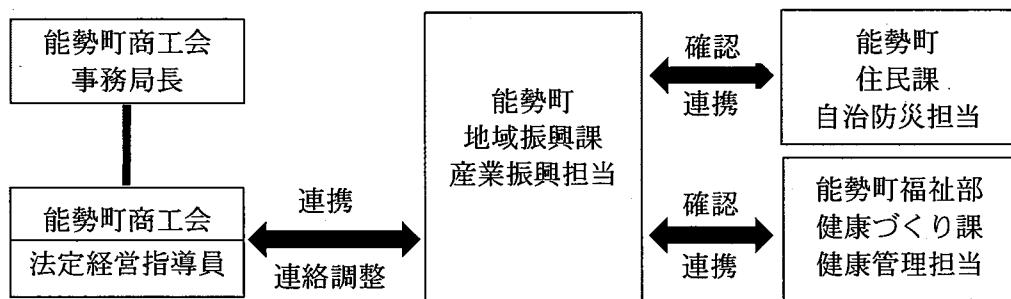
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大阪府へ報告する。

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和3年6月現在)

- ⑦実施体制（能勢町商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／能勢町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／能勢町商工会と能勢町の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



- ⑧商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

○当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 小倉順一 中西絵里香（連絡先は⑨参照）

○当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

⑨能勢町商工会／能勢町連絡先

○能勢町商工会

〒563-0352 能勢町大里142番地

TEL : 072-734-0460 / FAX : 072-734-2286

E-mail : nosesci@ivy.ocn.ne.jp

○能勢町

能勢町 産業建設部地域振興課産業振興担当

〒563-0341 能勢町宿野28番地

TEL : 072-734-3976 (直通) / FAX : 072-734-1545

E-mail : sinko@town.nose.osaka.jp

能勢町 総務部住民課自治防災担当

〒563-0341 能勢町宿野28番地

TEL : 072-734-0107 (直通) / FAX : 072-734-0157

E-mail : syoubou@town.nose.osaka.jp

能勢町 福祉部健康づくり課健康管理担当

〒563-0351 能勢町栗栖82番地の1号 能勢町保健福祉センター（ささゆりセンター）

TEL : 072-731-2150 (直通) / FAX : 072-731-2151

E-mail : kenkou@town.nose.osaka.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

【能勢町商工会】

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
⑩必要な資金の額	150	150	150	150	150
・専門家派遣費	90	90	90	90	90
・セミナー開催費	20	20	20	20	20
・パンフ、チラシ作製費	20	20	20	20	20
・防災、感染症対策費	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

⑪調達方法

会費収入、能勢町補助金、大阪府補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

【能勢町】

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
⑩必要な資金の額	20	20	20	20	20
(備考) 事業実施（セミナー開催等）に際して商工会への補助金					

(備考) 必要な資金の額については見込み額を記載すること。

⑪調達方法

自主財源 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

イ. 連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

1. 東京海上日動保険株式会社 代表取締役社長 広瀬伸一

大阪北支店 北摂支社 大阪北支店部長兼北摂支社長 平野光保

本社 〒100-8050 東京都千代田区丸の内1丁目2番1号

北摂支社 〒560-0082 豊中市新千里東町1-5-3 千里朝日阪急ビル16階

TEL : 06-6834-2939

FAX : 06-6834-2913

2. 大阪府商工会連合会 会長 早川 巍

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2番5号 マイドームおおさか6階

TEL : 06-6947-4340

FAX : 06-6947-4343

Eメール : shokoren@osaka-sci.or.jp

ロ. 連携して実施する事業の内容

事業継続計画（BCP）策定支援事業

1. 事業継続計画（BCP）策定支援

BCP 策定の専門知識を持った専門家による事業継続計画（BCP）策定の個別支援を行う。

①【簡易版】事業継続計画（BCP）策定支援

“地震”の発生に備え、従業者が被災時にまず実施しなければならない初動対応（安全確認、安否確認、応急処置、救護・救助など）の確立に重点を置いた簡易版の BCP 策定を支援する。

②事業継続計画（BCP）策定支援

事業を取り巻く脅威が発生したときの影響を事前に分析し、緊急事態に対処する為の組織体制（情報収集、広報、予算管理など）や従業者が被災時にまず実施しなければならない初動対応（安全確認、安否確認、応急措置、救護・救助など）の確立に重点をおいた BCP 策定を支援する。

③事業継続計画（BCP）ブラッシュアップ支援

策定済みの BCP をブラッシュアップ（内容の見直し、訓練の実施など）するための支援をする。

④新型コロナウイルス感染症対応マニュアルの策定支援

予防対策感染者対策、復旧対応に重点を置いたマニュアルを策定する。

八. 連携して事業を実施する者の役割

当会・当町が主催する「BCP 策定セミナー」への講師派遣

BCP 策定に関する専門的知識を有し、数多くの小規模事業者への講演実績があり、当会・当町でのセミナーにおいても、BCP に関心のある小規模事業者に策定へのアプローチをかけることが可能となる。また、BCP 策定支援のアドバイスや、適宜、個社支援により発展した支援も可能となる。

二. 連携体制図等

